

報告第4号

令和元年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議 2に関する事後の状況、対応等の報告について

令和2年9月29日の会議において可決されました令和元年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議2に関する事後の状況、対応等を下記のとおり報告します。

記

決議要旨

総務費 総務管理費 企画費 移住・定住促進経費の移住促進施設事業経費については、事業目的が達成できていないため、目的を観光振興にするなど再検討すること。

(事後の状況、対応等の報告内容)

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）において、施設の設置目的を「亀岡市の優れた文化的資源を滞在しながら体験できる環境を市内又は市外に住所を有する者に提供し、市内外の人々及び地域住民の交流を深めることにより、移住・定住の促進、観光振興及び地域の活性化を図ること」としており、移住促進及び観光振興の両面での活用を図っています。

これまで移住体験利用が少ない状況であったことから、現在、利用増進に向けて周知を図っており、令和2年度に入り利用者は増加傾向にあります。

施設開設からまだ3年目であること及び移住体験利用が増加傾向にあることから、現在の指定管理期間中は現行の体制のまま事業を実施し、当該指定管理期間終了を目途に検証を行い、設置目的を再検討します。